

**令和 7 年度 おかやまスポーツフェスト事業
業務委託仕様書**

1 委託業務名

令和 7 年度おかやまスポーツフェスト事業

2 目 的

本県では、本県を拠点とする国内トップリーグ等で活躍するトップクラブチームと連携し、集客に向けてより効果的なイベントを実施し、県下全域へ応援の輪を広げるとともに、スポーツの裾野の拡大を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 8 日まで

4 委託限度額

8, 9 5 6, 2 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

5 事業概要

これまで、本県では、「県民応援デー」として、県内 7 つのトップクラブチームの応援イベントを開催してきた。

今年度、事業の展開については、昨年度の岡山旋風を好機とした支援の促進を図るため、10 月の「ファジアーノ岡山」ホームゲームから 11 月の「岡山リベッツ」ホームゲームまでに岡山県総合グラウンド内で行われる 4 チーム及び「岡山湯郷 Belle」「吉備国際大学 Charme 岡山高梁」「倉敷アブレイズ」のホームゲームに合わせて、ホームゲームの盛り上げ企画とスポーツ＋αの魅力発信を行う。試合会場でのスポーツ観戦経験が少ないライト層をメインターゲットとし、シビックプライドの喚起や情報発信によりサポーター拡大と交流人口増につなげ、チームを核にした地域活性化の推進につながるイベントを実施するものとする。

あわせて、おかやま縁むすびネット等を通じて募集した参加者へスポーツ観戦や体験を通じたマッチング機会を創出する。

(1) 10 月「ファジアーノ岡山」ホームゲーム（セレッソ大阪戦）でのイベント

- ① フェストのスタートとして、(2)(3)への参加につながるイベントを行うこと。
 - ② 20 組程度にスポーツ観戦を通じた交流の場を設け、出会いの場を創出すること。
- なお、参加者はおかやま縁むすびネット等を通じて県が募集するが、観戦チケットは受託者が用意すること。

(2) 11 月 2 日「岡山シーガルズ」「トライフーズ岡山」ホームゲームでのイベント

- ① 両チームの試合間をつなぐイベントとして、マルチスポーツ体験イベント若しくはマルシェ等を開催し、若年層の来場を促すこと。
- ② 「トライフーズ岡山」の試合において、20 組程度にスポーツ観戦を通じた交流の

場を設け、出会いの場を創出すること。

なお、参加者はおかやま縁むすびネット等を通じて県が募集するが、観戦チケットは受託者が用意すること。

(3) 11月下旬「岡山リベッツ」ホームゲームでのイベント

- ① 実際にスポーツを体験できるイベントを行うこと。

(4) 県内トップクラブチームの連動イベント

上記の4チームに加え、「岡山湯郷 Belle」「吉備国際大学 Charme 岡山高梁」「倉敷アブレイズ」を含めた全7チームの連動企画を行うこと。

(5) 広告宣伝業務

- ① プロモーションの実施

ア 主に、岡山県民及びビジター来場者をターゲットとし、「おかやまスポーツフェスト」をキャッチフレーズに、統一的かつ効果的なプロモーションについて提案すること。

イ メディアの取材による情報発信につながるように、どのようにストーリー性を持たせて発信していくのか、基本的な方針やコンセプトも含めて提案すること。

ウ インターネット広告を活用する場合は、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するとともに、リターゲティング広告等の配信を行う等、興味関心層に的確にリーチできるよう工夫を行うこと。

- ② SNS等を活用した情報発信

発信力のあるスポーツ選手などを活用した情報発信等、効果的な方法があれば提案すること。

- ③ 広報資材の制作

スポーツ観戦を促すチラシ等、参加者の拡大につながる効果的な資材を提案すること。なお、広報資材にあたっては各チームへ発注することとする。

(6) 独自提案

- ① 「おかやまスポーツフェスト」への誘客促進に向けた取組について、独自提案を行うこと。

- ② トップクラブチームのホームゲームに人を呼び込むための効果的な手法があれば提案すること。

(7) 成果指標の設定

本事業の効果が確認できるよう、下記の必須データの取得及びその他最適な成果指標を設定すること。なお、個別のチームへの誘客効果が判別できるものが望ましく、デジタルを活用した仕組みの導入等の効果的な手法を提案すること。

また、取得したデータを用い、観戦者数の前後比較による事業の効果検証及び人流データを用いたスポーツフェスト全体で人の流れが生まれているかの観測を行うこと。

【必須データ】

- ・当日来客数
- ・観戦者数

- ・プレス掲載数
- ・観戦者の反応（観戦理由等をアンケート）
- ・プロスポーツ関係者の反応（連携効果や課題等アンケート）

（８）その他

- ① その他事業を遂行するため必要な業務を行う。また、仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と協議の上、決定すること。
- ② ブース出展にあたっては、場所や条件等、各チームと協議の上、決定すること。

6 実施体制及び報告書作成

（１）実施体制

事業の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡を密に行うこととし、本業務の進捗を管理する責任者を１名以上配置すること。

（２）報告書作成

受託者は、本業務完了後、速やかに業務の実施内容及び効果検証等をまとめた「業務実績報告書」を作成し、データで提出すること。なお、効果検証は、発展性をもって実施し、今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

7 留意事項

- （１）本業務により得られた成果は県に帰属するものとする。
- （２）本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- （３）本仕様書により制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、配布物、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、配信、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- （４）本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。
- （５）受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- （６）本業務に関する費用は、受託業者の負担とし、受託者が自己責任において準備・管理すること。また、追加費用の発生時も、委託者による補填は行わない。
- （７）本事業により得られた成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- （８）本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- （９）本業務の遂行に当たり受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任において賠償すること。
- （１０）県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- （１１）本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生

しないこと。

- (12) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (13) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (14) 委託者は、本業務の遂行に当たって必要な関係書類を整備し、委託者から提出を求められた場合には速やかに提出すること。
- (15) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。